

Net 119 緊急通報システム利用規約（ご利用案内）

Net 119 緊急通報システムの利用を希望される方は、この規約（ご利用案内）を熟読され、ご承諾いただいたうえでお申込みください。

1 システムの内容

- (1) このシステムは、携帯電話又はスマートフォン（以下「携帯電話等」という。）のウェブブラウザ機能を利用して、携帯電話等の画面から119番通報ができます。
- (2) GPS機能を搭載している携帯電話等の場合、川越地区消防組合（以下「消防署」という。）では利用者の位置情報を把握することができます。

2 利用条件

- (1) ご利用となる対象者は、川越市又は川島町に在住し、聴覚、言語機能又は音声機能障がいを事由として、身体障害者手帳をお持ちの方で音声による119番通報が困難な方を原則とします。
- (2) ご利用できる地域は、日本国内とします。
- (3) このシステムは、利用を希望される方が使用する携帯電話等が、インターネット接続サービスを利用できるものとします。
- (4) 携帯電話等は、利用を希望される方が用意してください。

3 利用申請の手続き

- (1) このシステムは登録制です。利用を希望（変更・中止を含む。）される方は、川越市在住の方は川越市障害者福祉課、川島町在住の方は川島町健康福祉課へ「Net 119 緊急通報システム利用（新規・変更・中止）申請書兼承諾書」により申請を行ってください。

※申請登録するには、携帯電話等での登録が必須となります。

- (2) 18歳未満で利用を希望される方は、保護者の同意が必要となります。
- (3) 申請書の配布場所は、川越地区消防組合各消防署・各分署、又は川越市障害者福祉課、川島町健康福祉課です。また、川越地区消防組合ホームページ、川越市及び川島町のホームページからダウンロードできます。
- (4) 申請書は、正確に記入してください。
- (5) 申請のあと利用できる状態になるまでに日数を要する場合があります。

4 登録変更等

- (1) 初期登録のあと、その内容に変更等があった場合は、申請した窓口で変更の手続きを速やかに行ってください。
- (2) 携帯電話等を機種変更した場合には、申請した窓口で変更の手続きを行ってください。

5 登録の中止等

このシステムのご利用を中止したい場合は、速やかに申請した窓口へ届け出

てください。また、次の場合は、利用を中止させていただく場合があります。

- (1) 虚偽の申請を行った場合
- (2) 不正な使用（悪戯通報）を行った場合
- (3) 利用者としての要件を満たさなくなった場合
- (4) その他の事由により利用を中止する必要があると判断した場合

6 登録時の注意事項

迷惑メール、未承諾広告メール等の受信防止（受信拒否）の設定をされている場合は、消防署からのメールを受信することができません。必ずドメイン受信許可の設定（受信拒否の解除）を行ってください。

※ドメイン「web119.info」（半角英数）設定ができない場合は、お手数ですがご契約の携帯電話会社等にお尋ねください。

※NET119緊急通報システムご登録規約を承諾された方に限ります。

7 個人情報の取扱い

申請者登録情報に関する情報は、システムに伴う業務の範囲内で使用し、目的以外に使用しません。ただし、次の場合は、情報を提供することがあります。

- (1) 消防車や救急車の出動の際に、利用者の家族等へ連絡する必要がある場合
- (2) 通報場所を管轄とする消防本部に利用者の情報を提供する必要がある場合
- (3) 救急搬送した医療機関に利用者の情報を提供する必要がある場合
- (4) その他関係機関に利用者の情報を提供する必要がある場合

8 費用

- (1) 登録に関する費用は必要ありません。
- (2) このシステムを利用した通報に伴う、パケット通信利用料は、利用者の負担となります。

9 注意事項

- (1) このシステムは、万全の体制で監視しますが、システムの保守点検、電波状況又は機器的不具合、その他やむを得ない事象により停止する場合があります。
- (2) 電波状況等により通報が困難な場合は、周りにいる方に助けを求めてください。また、お近くに音声による通報が可能な方がいる場合は、119番通報をお願いしてください。
- (3) 通報に用いる言語は日本語として、絵文字は使用しないでください。
- (4) 消防署では、通報を受信すると、受信できたことを伝えるチャットを返信します。返信のチャットが届かない場合は、消防車又は救急車は出動しておりません。
- (5) 自宅からの通報であれば、事前の登録により、通報位置が正確にわかりますが、外出先から通報される場合は、GPS等を利用して利用者の居る位置を取得します。ただし、ビルなどの屋内からの通報は電波状況により正確な位置確認ができませんので、屋外から通報するか利用者のいる場所（住所・

- 目標物等)を正確に入力し、通報してください。
- (6) このシステムにより通報したあと、内容確認のために消防署からチャットによるコミュニケーションを行いますので、携帯電話等の電源を切らないでください。
 - (7) 利用者が建物内にいる場合は、緊急措置で必要に応じて建物等の一部を破壊することがあります。
 - (8) 登録者が変更手続きを怠ったために通報が受理されなかった場合、当方では一切の責任を負いません。

【申請に関する問い合わせ】

川越市福祉部障害者福祉課 川越市元町1丁目3番地1

TEL 049-224-5785 FAX 049-225-3033

メールアドレス shogaisha@city.kawagoe.saitama.jp

川島町健康福祉課 川島町大字下八ツ林870番地1

TEL 049-299-1756 FAX 049-297-6087

メールアドレス fukushi@town.kawajima.saitama.jp

【システムに関する問合せ】

川越地区消防局指令課 川越市御成町1番地1

TEL 049-222-0700 FAX 049-225-2564